平成25年度行政監査結果に対する措置状況 (案) (テーマ:法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について)

項目		監査結果	措置状況(案)	所管部局	担当課	報告書頁				
1 実施要綱等又はマニュアル等										
実施要綱等 に係る問題 点	児童福祉施設 (児童館)への指 導監査	児童福祉施設については、児童福祉法施行令(政令)で、1年に1回以上の実地検査を行うよう定めているが、本県では児童館の実地検査の実施頻度を2年に1回とし、政令で定める基準を下回る実施要領を定めていた。このため、実施要領を法令等に従ったものに改める必要がある。	児童館への実地検査の実施回数については、平成26年4月15日に県の 実施要領を改正し、平成26年度から年1回の頻度で実施することとした。 なお、平成26年度については、県内の全ての監査対象児童館(37館)について、指導監査を実施済みである(平成26年7月から9月実施)。	福祉保健部	こ ど 育 援 課	12				
	2 実施計画及びその実施									
実施計画等 に係る問題	ア 計画の作成に係	えるもの こ								
点等	薬取扱者等の立 入検査	県の実施要領において、立入検査のうち通常検査については、実施計画・目標を立て、麻薬取扱者は2年、向精神薬営業者は5年に1回以上実施するようとされているが、計画が定められておらず、他の検査に併せて検査を実施するなど、実施要領に基づいた頻度での検査が行われていなかった。このため、計画の必要性あるいは計画的な実施の妨げになっている要因などを検証し、必要によっては実施頻度等も含めて実施要綱等を見直すなどし、効果的な検査等の実施を検討する必要がある。	病院や薬局等、麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査の実施頻度については、国の通知に基づいて県の実施要領に規定されているが、検査対象が非常に多く、定められた頻度での検査ができていなかった。これまでは、医療法に基づく病院等への立入検査等の際に検査を実施していたが、さらに検査の機会を確保するため、①麻薬事故に伴う届出や相談があった場合、②麻薬管理者が変更された場合、③麻薬小売業者の許可がなされた場合の現地調査に出向く機会を利用して、国の通知に規定された頻度で検査ができるよう、取り組みを行っているところである。	福祉保健部	薬務室	13				
		県の実施要領において、各保健所で年度当初に計画を定めて実施するものとされている、特定事業場の「通常立入検査」について、苦情があった場合や事業者から相談を受けた場合等、適宜検査は実施されていたが、年度当初の計画を定めずに実施している保健所があった。 このため、計画の必要性あるいは計画的な実施の妨げになっている要因などを検証し、必要によっては実施頻度等も含めて実施要綱等を見直すなどし、効果的な検査等の実施を検討する必要がある。	特定事業場とは、河川や海などの公共用水域に汚水又は廃液を排出する施設を設置した事業場で旅館業や食品製造業など100種類以上あり、多岐にわたる。 これまでは、公共用水域の水質汚濁を防止する目的で、全ての特定事業場を対象に一律の頻度で「通常立入検査」を行うことにしていたが、近年の排水処理技術の向上を踏まえると、一部の事業場については、公共用水域を汚濁する可能性が非常に低くなっている。 このため今年度実施要領を改正し、一律の頻度で全ての事業場を検査対象とするのではなく、事故・災害時の危機管理上の観点から、検査対象はこれまでに事故・苦情等が発生した事業所及び有害物質を取り扱う事業所等とその他の事業所で頻度を区別し、各保健所において検査対象となる監視事業場のリストを随時修正しながら、立入検査を実施している。		環境保全課	13				

項目	監査結果		措置状況(案)	所管部局	担当課	報告書頁
	イ 実施状況に係るもの					
	食品衛生施設の 監視指導	食品衛生施設の監視指導について、監視指導件数全体では監視指導計画数を上回っているが、指導分類ごとにみた場合、年間標準監視指導回数を下回っているものがあった。 このため、検査等の趣旨を踏まえた効果的な実施が可能となるよう、実態を踏まえて適切な計画作成や進行管理に努める必要がある。	平成26年3月19日に策定した県の指導計画では、前年度の大規模仕出し施設等での食中毒事故を踏まえ、重点的な監視指導事項に「監視指導の高度化による食中毒発生防止対策」の実施を加え、大規模食中毒に繋がりやすい仕出し・弁当製造施設に対して集中的に監視指導を行うこととした。これにより、年1回以上監視することとしていた飲食店のうち、大量調理を行う仕出し・弁当製造施設については年3回以上指導を行うよう実施回数を増やした。一方、前年度に、他県における食中毒事故の発生に伴い、集中的に指導を行ったつけもの製造業については、衛生管理の徹底が図られたため、年2回から年1回の指導にするなど、状況に応じた見直しを行った。今後も毎年度計画策定時に重点的な監視指導事項を見直すとともに、4半期毎の進行管理をさらに徹底する。		食品安全· 衛生課	14
	食鳥処理場等の 立入検査	認定小規模食鳥処理場の立入検査について、年2回以上とする計画が実施できていない施設が見受けられた。 このため、検査等の趣旨を踏まえた効果的な実施が可能となるよう、実態を踏まえて適切な計画作成や進行管理に努める必要がある。	大分県食品監視指導計画では、食鳥処理場については、年間30万羽以上の食鳥処理場も、それ未満の認定小規模食鳥処理場も同様に年2回の立入検査を行うようにしていた。 しかしながら、認定小規模食鳥処理場は、処理羽数が少ないことに加え、施設が配置した食鳥衛生管理者が、日々の衛生管理を行ない、毎月保健所へ状況報告することで、衛生管理体制を整えてきた。 このような状況を踏まえ、平成26年3月19日に策定した県の指導計画において、一律に年に2回の検査を行うのではなく、年1回以上の検査に変更し、4半期毎の進行管理をさらに徹底することとした。	生活環境部	,食品安全・ 衛生課	14
実施計画等 に係る問題 点等	建築士法に基づ く立入検査(建築 士事務所への立 入検査)	建築士事務所への立入検査は、建築士法において、必要があると認めるときに実施できるとされている。 県では、2月を強化期間と定め検査を実施しているが、年度末であることや、期間が短期であることから、日程調整がつかない等の理由で検査を実施できず、全体的に検査件数が少なくなってしまう状況が見受けられた。 このため、検査等の趣旨を踏まえた効果的な実施が可能となるよう、実態を踏まえて適切な計画作成や進行管理に努める必要がある。	建築士事務所への立入検査は、毎年度計画を定め、主に、2月の立入検査強化期間に集中的に実施してきたが、日程調整がつかない等の理由により検査件数が少ない年度もあった。このため、平成26年度から、強化期間を10、11月と1、2月の年2回とすることで、検査対象件数を増やすとともに、定期的な進捗管理を実施し、確実に検査を行える体制を整えた。	土木建築部	建築住宅誤	₹ 14

項目	監査結果		措置状況(案)	所管部局	担当課	報告 書頁		
3 検査等の実施結果の取扱い								
(1)実施結 果の通知方 法に係る問 題点	麻薬及び向精神 薬取扱者等の立 入検査	県の実施要領では、違反等がある場合は文書で通知し、軽微なものは口頭指導できる旨定めているが、軽微とは思えない違反についても口頭指導していた。このため、口頭で指導できる場合を例示するなどして、文書によるものと口頭で指導できるものとの区分を明確にし、的確な検査結果の通知に努める必要がある。	麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査については、文書指導は法律等で定められた内容とし、口頭指導できる内容は、法律等での定めはないが遵守することが望ましい内容であると整理したうえで、文書によるものと口頭で指導できるものの具体的な内容は、検査の際にチェックリストとして用いる「立入検査点検項目表」で明示した。また、決定した内容については、平成26年4月25日に開催した薬事監視員会議で周知徹底した。	福祉保健部	薬務室	17		
(2)実施結 果の記録方	ア 記録方法に関する規定が不備なもの							
法に係る問題点	食品衛生施設の 監視指導	チェックリストの様式や検査結果の記録方法等の定めがないものがあり、どの項目について検査したのか記録されていない例が見受けられた。 このため、検査記録の様式等を定めて記録・保存するなどの手順を整え、検査結果を明示できるように努める必要がある。	食品衛生施設の立入検査でチェックを行う内容は、 検査対象施設の設備構造や管理運営等に係る確認事項を網羅した「食品衛生監視票」に記載された項目とし、検査結果は、検査を行った施設名等を日ごとに報告するために用いられている「食品衛生監視日報」の備考欄に記載することとし、平成26年5月7日に文書で関係機関に周知した。	生活環境部	食品安全・ 衛生課	18		
	イ 実施要綱等に従っていないもの							
	麻薬及び向精神 薬取扱者等の立 入検査が悪 局・店舗販売業・ 管理医療機 売業への立入検 査	保健所が行う立入検査では、県の実施要領で定める 様式「立入検査記録(チェック票)」を使用せず、所 定の手順で検査を実施していなかった。 このため、現行様式を用いる上での課題を検証し、 適切かつ効率的な検査等に資するよう、必要に応じて 実施要綱等を見直す必要がある。	麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査及び薬局・店舗販売業・管理医療機器販売業への立入検査については、本来、県の実施要領で定める「立入検査点検項目表」(立入検査記録(チェック票))を使用することになっていたが、徹底されていなかった。 様式について、改めて検証した結果、全ての施設でもれなく検査を行うためには、これまでと同様、実施要領で定められた様式を使用することが妥当だと判断した。 このため、立入検査時は当該様式を用いるよう、平成26年4月25日に開催した薬事監視員会議で周知した。	福祉保健部	薬務室	18		

項目	監査結果		措置状況(案)	所管部局	担当課	報告書頁
		情等計画では、軽傾な違及の場合、その場において食品衛生指導注意票等(以下「注意票等」という。)を交付し、書面で改善指導を行うと定めている。「その場において交付する」と定めた意義は、迅速に相手方に対し趣旨及び内容を明確にすることを求めたものと思われる。しかし、実務経験の浅い監視員などには、その場で判断することが困難な場合があったことから、口頭指導を行うものの、その場では、注意票等を交付せず、所属で協議した後に交付している例が見受けられた。	平成25年度までの指導計画では、食品衛生施設の監視指導時に、健康被害の発生等のおそれがないような軽微な違反を発見した場合、違反内容を対象施設に正確に伝えるため、一律に「その場において」注意票等を交付することになっていた。しかしながら、指導対象項目によっては、法令を改めて確認する必要がある場合など、その場での判断が困難な場合もあり、正確を期するために所属で検討したうえで、後日注意票等を交付することも多かった。そのため、平成26年3月19日に策定した平成26年度の指導計画では、迅速さとともに適正な指導を重んじる主旨から、注意票等を一律に「その場において」交付するとした規定を改め、直ちに改善が図られるものはその場で改善させ、それ以外の法違反については注意票等を交付し書面での改善指導を行うこととした。	生活環境部	食品安全· 衛生課	18